

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会

令和6年度阿賀町社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

近年の人口減少下における少子・高齢化の急速な進行や核家族化、さらには新型コロナウイルスの影響などにより、社会的孤立や経済的困窮をはじめとするさまざまな福祉課題・生活課題が顕在化してきており、地域福祉活動の拡充や強化はより一層大きな課題となります。阿賀町では、全世帯の約5割は一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯となっており、また高齢者人口のピークもすでに超えていて、総人口の減少とともに高齢者数は緩やかに減少しています。

当会といたしましては、「住民参加・協働による福祉社会の実現」の基本理念のもと、住民、地域で地域福祉活動を行う人や団体、福祉サービスを実施する事業者等が参画する「地域福祉活動計画推進事業」の2年目をむかえ、今年度は地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会実現に向けた基盤構築を図ります。

この計画の策定には、社会福祉協議会が地域福祉推進団体としての役割を發揮すべく、「住民主体の協議体組織」の機能、プラットフォームとして様々な専門職も参加する多様な合意形成の仕組みを整えていくことにも繋がり、今後の社会福祉協議会のあり方を住民にも職員にも発信する機会としても捉えて参ります。

2 重点事業

1. 社協活動の基盤強化

公益性と非営利性をもつ社会福祉法人として、また住民参加の地域福祉活動を推進する社会福祉協議会として、地域住民や関係機関の理解と信頼を得られる事業展開を行うことは重要な課題です。そのため、事業運営の透明性を確保しながら住民の共感を得られるように積極的な広報活動に取り組めます。また、社協会費や共同募金運動等を積極的に進め、地域福祉事業の自主財源の確保に努めます。

事業名	概要	期間等
① 社会福祉協議会会費	全戸配布の封筒方式と法人事業所会員（特別会員）の募集	4月～5月
② 赤い羽根共同募金	共同募金助成事業のための計画募金の実施	10月～12月
③ 広報活動	広報紙、ホームページ、公式SNSによる情報発信	広報紙は年4回発行 その他は通年

2. みんなで支え合う地域づくりの推進

人と人、人と地域社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら地域で安心して暮らすには、ふれあい・いきいきサロン等の小地域活動の促進、地域の事業者や住民による見守りや生活を支える活動の推進、担い手づくりや福祉教育の充実などが結びつき関連しあって進んでいく取り組みを推進していきます。

事業名	概要	期間等
④ 地域福祉活動計画推進事業	住民、教育・福祉団体、事業、行政等が参画した地域福祉推進のための行動計画の策定	年2回の策定委員会と年3回のワーキングチーム（WT）会議
⑤ ボランティアセンター運営事業	住民参加の福祉活動による支え合いづくりと担い手づくり ・みんなでささエール事業 ・災害ボランティア活動 ・花🌸花プロジェクト事業 ・福祉教育活動 ボランティアセンター運営委員会で住民参加による活動の推進	通年
⑥ わんぱく★キッズサロン事業	子育て家庭の集う場づくり ・ブックスタート事業	・月1回 ・ブックスタートは10か月健診時
⑦ 生活支援コーディネーター事業（受託）	フォーマルサービスとインフォーマルサービスをつなぎ、共助の支え合いづくりをすすめる、個別支援と地域支援に取り組む ・地域ふれあい・いきいきサロン事業	通年 協議体会議を年2回
⑧ 寝具乾燥消毒サービス事業	対象世帯の寝具等の乾燥消毒を実施する	年6回
⑨ 配食サービス事業	対象者への弁当配達による食の支援とボランティアによる安否確認	週2回（火・金） 年間100回
⑩ 訪問理美容サービス事業	対象者への自宅での理美容サービス提供による出張費の助成	通年
⑪ 身体障害者等タクシー利用料助成事業	身障手帳1・2級／療育手帳A所持者へのタクシー券の給付	通年（年度内の有効期限）

3. 伴走型の個別支援の推進

さまざまな生活課題や日常生活の困りごとを抱える世帯を対象として、専門職が幅広く相談を受け、必要に応じ資金貸付、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理のほか、成年後見制度の法人後見等を用いて支援します。また、当事者が地域とつながり、地域社会に参加しながら生活することができるよう長期的に伴走しながら支援します。

事業名	概要	期間等
⑫ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）	低所得者世帯等への貸付による自立した生活支援をめざす	通年

⑬ 小口資金貸付事業	低所得者世帯等の緊急かつ一時的な貸付による生活支援をめざす	通年
⑭ 日常生活自立支援事業（県社協受託）	福祉サービス利用援助と金銭管理による自立支援を図る	通年
⑮ 成年後見制度法人後見運営事業	後見人等として身上監護・財産管理による権利擁護と生活の質の向上を図る	通年

4. 安心安全な介護・生活支援サービスの提供

感染症や非常災害の発生時において、介護事業をはじめとして当会の経営財務状況に極めて厳しい影響を及ぼしていることから、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し持続可能な経営基盤の強化を図ります。

【通所介護事業】

- ① 安定した収入の確保を図るため、1日平均24名（津川）、21名（上川）、20名（鹿瀬）以上の受け入れを目指します。また、高騰する燃料費・物価高に対応するため、介護保険給付対象外である昼食費の改定（津川）と人員配置の見直しを図ります。
- ② 減算対象となる「業務継続計画の策定」、「感染症対策の強化」、「虐待防止の措置」については継続して法人単位で取り組みます。また、利用者サービスの質の向上に向けた取り組みとして、年間を通じて季節感を感じられるプログラムの実施や個別プログラム・選択プログラムの充実を図ります。
- ③ 適正運営の徹底と公正・中立性の確保を図るため、ステップアップシートを基に職員自らが行う自己評価とサービス利用満足度や嗜好調査等を通じての他者点検を実施し、利用者ニーズに対応したサービスの提供と充実を図ります。

【居宅介護支援事業】

- ① 制度改正により、令和6年4月からケアプランセンターやまぶきが市町村から指定を受けて介護予防支援業務に取り組みます。
- ② 介護支援専門員が抱える困難事例への取り組みとして、事業所内での事例検討や話し合い、自己評価表に基づき検討・評価を定期的に行い職員の資質向上に努めます。
- ③ 地域包括支援センター、医療機関（医療連携室）、民生委員等との関係強化、信頼関係の構築と地域における社会資源を活用することなどにより新規利用者の確保に努めます。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ① ふれあいデイサービス阿賀は月間利用実人員80名を目指します。広報パンフレット配布、テレビ端末やホームページの活用、体験会の開催、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への働きかけを通じて利用者確保に努めます。

- ② はつらつ健康クラブは、トレーニングマシンによる運動等やレクリエーション・認知症予防プログラム等を展開しながら、健康づくり生きがいつくりの場を提供します。また、作業療法士等専門職に依頼し利用者の生活・運動指導及びリスク管理等の充実を図ります。

令和6年度事業（全体）

※（ ）は前年度実績

1. 法人運営事業

評議員会・理事会等の開催や職員の研修、事務組織の効率化・充実を推進します。

- ・評議員会 定時（6月） 臨時（3月及び必要がある場合）
- ・理事会 定時（6月/3月） 臨時（随時）
- ・監事会 決算監査（5月） 中間監査（11月）
- ・その他の会議 福祉サービス苦情解決委員会（年1回）
ボランティアセンター運営委員会（年4回）
法人後見事業運営委員会（随時）
代表者会議（毎月1回）
施設長会議（毎月1回）
地域福祉会議（随時）
介護支援専門員検討会（毎月1回）
主任生活相談員会議（毎月1回）
看護職員連携会議（隔月）
感染症対策委員会（随時）
虐待防止委員会（随時）

2. 地域福祉活動事業

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・地域福祉活動計画策定事業 526(406)千円
- ・法人後見事業 1,440(960)千円
- ・日常生活自立支援事業 684(769)千円
- ・小口資金貸付事業 401(401)千円
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業） 112(112)千円
- ・小地域福祉活動推進事業（ふれあい・いきいきサロン） 899(448)千円
- ・みんなでささエール事業（除雪機貸出事業含） 264(344)千円
- ・広報活動推進事業 131(251)千円

3. 共同募金配分金事業

- ・赤い羽根共同募金運動
- ・共同募金配分金事業の実施
 - ① 地域福祉教育推進事業 35(45)千円
 - ② 地域福祉活動計画策定事業 0(162)千円
 - ③ 各種団体助成 150(140)千円
 - ④ ～花・花プロジェクト～ 114(160)千円

⑤ 社協だより「よつば」広報（年4回発行）	633(721)千円
⑥ 身体障害者等タクシー券助成	155(180)千円
⑦ 福祉フェスティバル（社会福祉功労表彰含）	152(209)千円
⑧ ボランティアセンター運営事業	443(507)千円
⑨ 子育て支援事業（わんぱくキッズサロン・ブックスタート）	120(185)千円
⑩ ボランティア活動グループ団体助成事業	60(220)千円
⑪ 地域子育て応援事業（新規）	66千円

- ・阿賀町共同募金委員会
- ・阿賀町共同募金委員会助成審査委員会（随時）

4. 生活支援サービス事業（町からの受託事業）

・生活支援移送サービス事業	1,520(1,540)千円
・寝具乾燥消毒サービス事業	74(101)千円
・訪問理美容サービス事業	25(25)千円
・配食サービス事業	6,701(7,293)千円
・生活支援コーディネーター事業	418(432)千円

5. 公共施設の管理（指定管理及び受託管理）

・阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」	7,700(7,700)千円
・阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」	3,682(3,720)千円
・阿賀町高齢者生活福祉センター	1,330(1,452)千円
・阿賀町高齢者生活支援ハウス	546(2,730)千円
・津川デイサービスセンター	62,045(67,800)千円
・鹿瀬デイサービスセンター	58,498(61,790)千円
・上川高齢者生活福祉センター	61,490(61,410)千円
・上川高齢者ふれあい会館	297(346)千円

6. 居宅介護支援事業所の運営

・社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会 ケアプランセンターやまぶき	介護支援専門員5名配置	29,133(28,042)千円
------------------------------------	-------------	------------------

7. 介護予防・生活支援事業

「はつらつ健康クラブ」	7,154(6,364)千円
・阿賀町地域ミニデイサービス事業実施要綱に規定する対象者等で、送迎、体操、トレーニングマシンによる運動等のサービスを提供し、社会的孤立を防止し、生きがいづくり及び健康保持を図り、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。	

- ・ふれあいデイサービス阿賀における独自事業
- ・第一号通所事業（通所介護相当サービス）

要支援認定者、事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービス A を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供し、事業対象外の事業利用希望者については一般介護予防事業として、同時運営いたします。また、第一号通所事業（通所介護相当サービス）は津川デイサービスセンター、鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センターにおいて、要支援認定者、事業対象者に通所介護施設での介護予防サービスを提供します。

8. 施設ごとの事業計画

（1）阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」

町民の健康増進及び老人福祉の向上のための便宜を総合的に提供し、心身機能の維持を図り、福祉保健事業を総合的に行うことにより福祉保健ニーズに資することを目的として設置された施設であるので、これらの目的を達成するための事業・検診（健診）等（町事業）の開催の利便性を確保し、目的が達成されるよう側面から支援していく。又、施設が良好な状態で使用できるよう管理する。

（実施事業）

※ 町が実施する事業

住民の特定健診及び各種がん検診
乳幼児健診
食生活改善推進委員の研修

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」・「はつらつ健康クラブ」事業
キッズサロン
ボランティア講座、交流会
ふれあい・いきいきサロン交流会
評議員会・理事会その他各種会議
町身体障害者福祉協会各種会議
町老人クラブ連合会各種会議等

（2）阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」

地域の高齢者等に対しての各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業に対し便宜を計り、高齢者が健康で明るい生活を営める手助けになるよう設置された施設。設置目的を達成するため、各種事業の利便性を確保し、事業の目的が達成されるよう協力・支援していく。又、施設・設備の維持管理には十分留意し、良好な状態を維持するため、点検、整備、清掃に心がける。

(実施事業)

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」「ボランティア講座」

(3) 阿賀町高齢者生活福祉センター（デイサービスセンター・高齢者生活支援ハウス）

高齢者を入居及び通所の方法により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、これらの高齢者等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。これらの目的を達成するために、高齢者生活支援ハウスに関する業務、通所介護事業に関する業務を行う。

① 高齢者生活支援ハウス

概ね60歳以上のひとり暮らし・夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

② 通所介護事業（内容別掲）

(4) 上川高齢者ふれあい会館

介護予防・生活支援サービス事業を実施する上川地区の「ふれあいデイサービス阿賀」事業所として、町指定管理施設となる。

(5) デイサービスセンター（津川、鹿瀬、上川）

要介護状態になっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、心身機能の維持並びに向上のための訓練等を実施する。又利用者の家族の相談に応じる等、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る等利用者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。また、要支援1・2及び要支援から第一号通所事業（通所介護相当サービス）に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるようサービスを提供する。

(利用対象者)

- ・ 65歳以上（第1号被保険者）の要介護・要支援認定者
- ・ 40歳以上65才未満（第2号被保険者）の、特定疾病に起因する要介護・要支援認定者

(利用定員)

津川デイサービスセンター	30人
鹿瀬デイサービスセンター	25人
上川高齢者生活福祉センター	30人

(サービス内容)

- ・ 入浴に関する事
- ・ 食事に関する事
- ・ 生活指導に関する事
- ・ 日常生活動作訓練に関する事
- ・ 運動器機能向上に関する事
- ・ 日常の介護に関する事
- ・ 送迎に関する事
- ・ 利用者やその家族の相談に関する事

(サービス提供時間 基本 7-8 時間)

- 4月から翌年3月(年間)

津川・鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センター

(休日)

- 日曜日、12月31日～翌年1月3日

(6) 居宅介護支援事業所(ケアプランセンターやまぶき)

居宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント(居宅介護支援サービス)を行う。